

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 ピネル会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区佐土原 1 丁目 8-33

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 46 年 11 月 6 日

(4) 設立登記年月日 昭和 46 年 11 月 16 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小笠原嘉祐	ピネル記念病院管理者
理 事	千々松誠	病院事務長
同	碓井浩康	税理士法人碓井会計所長
同	宮川いつ子	おーさあ施設長
同	岩井迫佐智子	病院看護部長
同	小笠原明子	理事長配偶者
監 事	山本今朝一	テクニカル工房施設長
同	白鳥哲	社会福祉法人 慈愛園前施設長
評 議 員	川原秀夫	NPO 法人コレクティブ代表
同	西島衛治	九州看護福祉大学教授
同	園山弥生	養護老人ホーム ライトホーム管理部長
同	中村吉宏	中村司法書士事務所・司法書士
同	長谷川智度	精神障がい者復帰施設前施設長
同	松永佳子	小規模多機能型居宅介護事業 コムーネ施設長
同	斉藤修	弁護士
同	永田憲行	医師、リデルホーム評議員
同	宮田佳奈	税理士法人碓井会計職員
同	碓井常祐	税理士法人碓井会計会長
同	佐竹國重	医師
同	中 健司	第一保険㈱会長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	ピネル記念病院	熊本県熊本市東区佐土原 1 丁目 8-33	精神病床 120 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月31日	令和2年度決算の決定
〃	租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類の提出
令和4年3月31日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和4年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	令和4年度の役員報酬の額の決定
〃	理事の変更

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療

法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団ピネル会
所在地 熊本県熊本市東区佐土原1丁目8-33

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	790,096 千円
2. 負 債 額	453,068 千円
3. 純 資 産 額	337,028 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	313,490
B 固 定 資 産	476,606
C 資 産 合 計 (A + B)	790,096
D 負 債 合 計	453,068
E 純 資 産 (C - D)	337,028

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団ピネル会

所在地 熊本県熊本市東区佐土原1丁目8-33

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	313,490	I 流 動 負 債	238,308
現金及び預金	146,369	買 掛 金	7,180
事業未収金	125,086	短 期 借 入 金	215,000
たな卸資産	4,705	未 払 金	8,742
前払費用	37,074	預 り 金	7,365
その他の流動資産	256	仮 受 金	21
II 固 定 資 産	476,606	II 固 定 負 債	214,760
1 有 形 固 定 資 産	470,217	長 期 借 入 金	214,760
建 物	264,492		
構 築 物	2,695		
その他の器械備品	11,383		
車両及び船舶	235		
土 地	190,427		
その他の有形固定資産	985		
2 無 形 固 定 資 産	1,835		
その他の無形固定資産	1,835		
3 その他の固定資産	4,554		
有 価 証 券	2,448		
出 資 金	2,060		
敷 金	46		
		負 債 合 計	453,068
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	8,558
		II 利 益 剰 余 金	328,470
		別 途 積 立 金	110,000
		繰越利益積立金	218,470
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純 資 産 合 計	337,028
資 産 合 計	790,096	負 債 ・ 純 資 産 合 計	790,096

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

1301/6

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団ピネル会

所在地 熊本県熊本市東区佐土原1丁目8-33

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		780,749
2 事業費用		
(1)事業費	784,762	
(2)本部費	0	784,762
本来業務事業損失		△ 4,013
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 4,013
II 事業外収益		
受取利息	9	
その他の事業外収益	4,559	4,568
III 事業外費用		
支払利息	3,333	
その他の事業外費用		3,333
経常損失		△ 2,778
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	70	70
税引前当期純損失		△ 2,848
法人税・住民税及び事業税		6,371
法人税等調整額		
当期純損失		△ 9,219

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団ピネル

所在地 熊本市東区佐土原1丁目8-33

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団ピネル会

理事長 小笠原 嘉祐 殿

私たち（注1）は、医療法人社団ピネル会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月27日

医療法人社団ピネル会

監事

監事

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。